

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(海外販売促進支援) 実施要領

平成 26 年 4 月 1 日 決裁
平成 27 年 3 月 30 日 一部改正
平成 27 年 8 月 14 日 一部改正
平成 28 年 3 月 25 日 一部改正
平成 29 年 3 月 31 日 一部改正
平成 30 年 3 月 30 日 一部改正
平成 31 年 3 月 28 日 一部改正
令和 2 年 3 月 27 日 一部改正
令和 4 年 3 月 31 日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

(通則)

第 1 条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、海外販売促進支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

2 交付要綱別表 1 三海外販売促進支援の項の補助事業の内容における「県産品等の販売促進又は輸出拡大に資する取組」とは、原則として取扱品目のうち県産品が過半数超のイベント等とする。

(実施期間)

第 3 条 実施期間は、原則、当該会計年度の 4 月 1 日から 1 月末日までとする。ただし、実施期間外で行うことが、更なる認知向上等につながるものと認められる場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第 4 条 交付要綱別表 2 三海外販売促進支援の項の補助対象経費の欄に規定する経費は、次に掲げるものとする。

(1) 出展費

ア 場所代

イ 会場設営費

ウ 装飾費（汎用性がなく、当該イベント以外での使用が想定されないもの）

エ 什器等のリース料

オ 運搬費（ただし、出展や施工に係る海外現地での運搬に限る）

(2) 広告宣伝費

ア ポスター・パンフ、チラシ、リーフレット制作費

イ テレビ、ラジオ等放送メディアやバナー広告、新聞等紙媒体掲載料

ウ 店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ制作費

エ 映像コンテンツや検索エンジン最適化等に係る経費

ただし、新たなウェブサイトの作成や、サーバーの維持管理に係る経費を除く

(3) 人件費

ア 商談会、見本市への出展に係る通訳

イ アに加えて、フェア等の出展に係る販売促進員

ウ 店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ等を作成するためメディア等の招聘を行う場合

① 航空運賃はエコノミークラス

② 宿泊費は、一泊あたり 9,800 円を補助対象上限

③ 取材と直接関係しない食事代等は対象外

2 交付要綱別表 2 三海外販売促進支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は次に掲げるものとする。

(1) イベントに集客を図る目的で演舞等を行うパフォーマー、著名人の派遣に係る経費とし、次のとおりとする。

ア 航空運賃及び宿泊費

航空運賃はエコノミークラスとし、宿泊費は、本実施要領第 8 条に基づいて換算した一泊あたり 9,800 円を補助対象上限とする。

イ パフォーマー等

イベントを主催する者が申請することとする。

(2) イベント運営の為の司会や係員等

原則、主催者が申請することとする。

3 販売促進員に係る人件費は各地域の相場に基づき別表の額又は実費のいずれか低い方を補助上限額とする。

(補助対象外経費)

第 5 条 補助事業の対象となる目的外をかねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。

3 交付要綱第 5 条第 1 項第 2 条で規定する地域における前条第 1 項第 3 号で規定する人件費については、補助対象外とする。

4 国際観光旅行税は補助対象外とする。

(交付の申請)

第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 初回申請時のみ必要となるもの

ア 申請者の履歴事項全部証明書(写し可)

イ 県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)

ウ 国税納税証明書(法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)

エ 誓約書・確認書(別紙1-1)

オ 年間計画書(別紙1-2)

(2) 申請の都度必要となるもの

ア 会社概要(別紙2)

イ 企画書(別紙3)

ウ 収支計算書(別紙4)

エ 収支計算書内訳(別紙4-1)

オ 上記に係る見積書等

2 設立1年未満の県内事業者等による申請

決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。

(1) 当該企業が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。

(2) 当該企業から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書(インボイス)等

3 個人事業主の証明書類

法人の「履歴事項全部証明書」に類する証明書類として、次に掲げるものとする。

(1) 国税事務所が発行する確定申告書

(2) 個人事業者の所在地が確認できる住民票

(3) 前2号に掲げるもの以外で、証明書類として認められるもの

4 海外流通事業者による申請

海外流通事業者による申請の場合は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 営業許可証

(2) 決算書(直近1年分)

(3) 銀行口座(写)

5 4月の申請において、補助対象事業の開始までの期間が交付要綱に定める日に満たない場合、100万円以上の規模の大きいイベント等は、審査期間を考慮して開始日を申請日から起算して15日後以降に設定すること。

(実績報告)

第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支計算書（別紙4）
- (2) 収支計算書内訳（別紙4-2）
- (3) 第1号及び第2号に係る領収書等証拠書類
- (4) 成果報告書（別紙5）
- (5) 売上・成約実績表（別紙5-1）
- (6) 第4号及び第5号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料
- (7) その他参考となる書類

(経費の計算)

第8条 経費は、最も経済的な方法により事業を実施した場合の経費により計算する。

(為替レート)

第9条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点における為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

(送金手数料)

第10条 海外流通事業者の申請に係る補助金受取手数料は、申請者の負担とする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める

別表（第4条関係）

		香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガ ポール (SDG)	マレー シア (MYR)
販売 促進 員	補助対象 上限額	460	1,600	200	10万	2,000	80	120
	補助 上限額 (1/2)	230	800	100	5万	1,000	40	60
通 訳	補助対象 上限額	1,200	3,000	600	20万	8,000	700	800
	補助 上限額 (1/2)	600	1,500	300	10万	4,000	350	400

※上記金額は、日給（8時間労働計算）とする。